

建築士事務所登録事項変更届

次のとおり登録事項の変更があったので建築士法(昭和25年法律第202号)

第 23 条の 5 の規定により届け出ます。 該当部分に〇							
令和 3 年 1	月 5 日						
登 録 番 号	一級 二級 木造 愛媛県知事登録第 1234 号						
登 録 年 月 日	平成・令和 年 3 月 31 日						
建築士事務所の所在地	愛媛県松山市二番町4丁目1-5						
建築士事務所の名称	愛媛建築株式会社一級建築士事務所						
建築士事務所の電話	089-945-5200						
申 請 者 住 所							
(法人事務所所在地)	愛媛県松山市二番町4丁目1-5						
申 請 者 名	愛媛建築株式会社						
(法人名称及び氏名役名)	代表取締役 伊予 太郎						

愛媛県指定事務所登録機関

変更のあった事項のみ記入

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 様

変	更	事	項		従	前の	り登録	录事	項				変	更後	爰 登	録	事項	Ĩ.	
	ふ	りか	ゞ な							1		4							
建	名		称																
築土				₹								₹							
建築士事務所	所	在	地																
				電記	舌							電話	£						
	ふ	りか	いな																
開設			マは モ 名																
開設者(登録申請者)	所有	E地	務所又は	₹								₹							
請者							□申請:	者	□申	請者以	外			[]申記	青者		申請者	以外
	役員の氏名及び役名					1	Ξ	級・オ	大造建	樂士	上の場合	計は							
							登	録を	受けた	:都	道府県	名を記	入			□別	添名簿	参照	
管	ふ	りか	i な	えひる	めた	ろう						えい	り は	'ድ <i></i>					
理建	氏		名	愛媛	太郎							愛媛	華子						
管理建築士	登	録る	番 号	-	一級		□二線 第		_ 00C]木造 O	号	-	一級		第	級	000	□木造)O	吊台
その	所属	1 建	築士																
の他	氏		名						□別添	名簿参	照						□別	添名簿	参照
変	更	丰 月	日			4	介和 2	年		1	1	月		3	0	日			

(注 1. 変更のあった事項のみ記入してください。

) 2. □のある欄は、該当する□に印を付けてください。



所 属 建 築 士 名 簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記載しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

れない部分を別紙に記入して	添えてください。		
(ふりがな) 氏 名	一級建築士 二級建築士 の別 木造建築士 (二級・木造建築士は登録を 受けた都道府県名を記入)	建築士免許の 登 録 番 号	建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号に 定める講習修了年月日
えひめ はなこ 愛媛 華子	一級建築士	00000	H31.3.13
えひめ たろう 愛媛 太郎	一級建築士	00000	H30.4.3
しんぐう いっさ 新宮 一茶	一級建築士	00000	H30.3.13
どうご いずみ 道後 泉	二級建築士 (愛媛県)	00000	H30.12.13
すべて記載	に所属し設計・工事監理 してください。(管理建 と構造一級・設備一級の	築士も含む。)	
	-		
(ふりがな) 氏 名	構造一級・設備一級 建築士である場合に あってはその旨	構造一級・設備一級 建築士証の交付番号	建築士法第 22 条の 2 第 4 号・第 5 号に 定める講習修了年月日
えひめ はなこ 愛媛 華子	構造一級建築士	00000	H29.3.13
しんぐう いっさ 新宮 一茶	設備一級建築士	00000	H29.11.13
	・無の□内に✔を入れてく	The second secon	
(± ± ± 	たこの(第二面)にすべて できない場合は 有の □内		一級建築士 3 名
別紙 有 □	の書類をコピーして使用し	てください。	二級建築士 1 名
4111-	の(第二面)で記載できる: 内に √ を入れてください。	場合は無の	木造建築士 名
"	THE STANCTICES		一級建築士 1 名
		設備設計-	一級建築士 1 名
L			

略歴書「管理建築士」

〔記入注意〕

- 1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

	ふ り が な	えひめ はなこ	
	氏 名	愛媛 華子	生年月日 S〇〇年〇月〇日
建	該当部分にチェック は 築 士 の 資 格	一級建築士 ■ 木造建築士 □ 二級建築士 □ 登 등	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 〇〇県
		登 録 番 第 OOOOO 号	又は木造建築 士の別)
	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
学歷	S○○年○月	○○高校○○科	学科まで記入 卒業
	期間	勤務先	地位・職名
	年月~年月		
	H○○年○月~現在	愛媛建築株式会社	管理建築士
職	S〇〇年〇月~ H〇〇年〇月	株式会社 〇〇 〇〇支店	設計部 所属建築士
歴			
<u>ль</u> .			
	学校	交卒業(修了) 以降空白期間のなり 	ハよう記入

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

愛媛建築株式会社 代表取締役

登録申請者氏名又は名称 伊予 太郎

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の 免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの 日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消し の原因となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年 を経過しないもの)
- 6 建築士法第 26 条第 2 項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者 (当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前 1 年内に その法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思 疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

ے ت	C 12/2 / 0 /	

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、 上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

理 由 書

令和 年 月 日

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様

住 所 (法人事務所所在地) **愛媛県松山市二4丁目 1-5**

氏名(法人事務所名称及び
代表者氏名役名)愛媛建築株式会社
代表取締役代表取締役伊予太郎

建築士事務所の登録事項の変更については、建築士法第 23 条の 5 により、2 週間以内に届け出なければならないとなっていますが、下記の理由により届け出が遅れました。

今後、このようなことがないように留意します。



 理由:	